

3歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例（養育特例）について

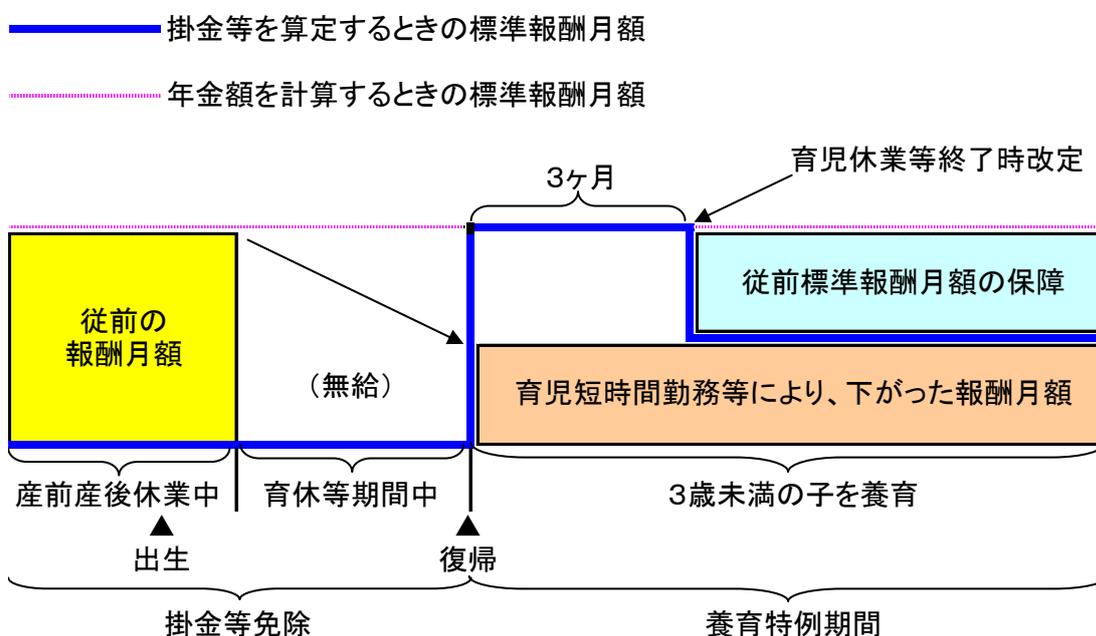
◎ 養育特例とは

3歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員又は組合員であった者からの申出により、勤務時間短縮等により当該子を養育する期間中の標準報酬月額が当該子の養育を開始した月の前月※の標準報酬月額（以下「従前標準報酬月額」という。）を下回ったときは、年金額の計算においては従前標準報酬月額を適用します。

養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないようにするための措置です。

なお、短期給付の算定となる標準報酬月額には適用されません。

（例）



○ 養育特例が受けられる方

ア 子を扶養に入れていること条件はありません。

イ 父母どちらにも適用することが可能です。

ウ 2年間は遡及することが可能です。

※ 当該月において組合員でない場合は、当該月前1年以内における組合員であった月のうち直近の月となります。

○ 養育特例を受けられる期間

3歳に満たない子を養育することとなった日※₁の属する月から次のア～キのいずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月までの期間となります。

ア 養育している子が3歳に達したとき。

イ 組合員が死亡したとき又は退職したとき。

ウ 他の3歳に満たない子（養育特例を受けることとなる子）を養育することとなったとき。

エ 子が死亡したとき又は子を養育しないこととなったとき。

オ 育児休業等（掛金免除）を開始したとき。

カ 産前産後休業（掛金免除）を開始したとき。

キ 組合員が70歳に到達したとき。※₂

※1 養育することとなった日は、子が出生したとき、子を養子としたとき、別居していた子と同居することとなったとき等です。

養育特例の対象となる子については、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等が含まれます。

※2 厚生年金被保険者は70歳に達したときにその資格を喪失するため、厚生年金保険法による養育特例は、70歳に達した日の翌日の属する月の前月に終了することとなります（地共済法による養育特例は、組合員であれば70歳以後であっても適用となります。）。

○ 養育することとなった場合

基本的には養育することとなったときから養育特例が適用となりますが、次の事由が生じた場合はその日から養育特例が適用となります。

なお、現に標準報酬月額が下がっていても、養育特例の申出をすることは可能です。

ア 3歳に満たない子を養育する者が新たに組合員資格を取得したとき。

イ 育児休業（掛金免除）が終了した日の翌日が属する月の初日が到来したとき。

ウ 産前産後休業（掛金免除）が終了した日の翌日が属する月の初日が到来したとき。

エ 養育特例を受ける子以外の子に係る養育特例の適用を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したとき。

○ 養育しないこととなった場合

次のいずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月まで該当します。

ア 他の3歳に満たない子（養育特例を受けることとなる子）を養育することとなったとき。

イ 子が死亡したとき又は子を養育しないこととなったとき。

ウ 育児休業等（掛金免除）を開始したとき。

エ 産前産後休業（掛金免除）を開始したとき。

※ 養育している子が3歳に達したとき、組合員が死亡したとき又は退職したとき及び組合員（被保険者）が70歳に到達したときは、届出書の提出は不要です。

○ 養育特例を受けるための手続き

養育特例の適用を受ける場合には申出書を、養育特例の適用が終了した場合には届出書を共済組合に提出してください。